

小川町地域公共交通活性化協議会会議運営規程の一部改正について（案）

小川町地域公共交通活性化協議会会議運営規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「10人とする。」を「会議の都度、会議室の大きさ等によりあらかじめ決定する。」に改め、同項に次の後段を加える。

「ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、会長は別に定員を定めることができる。」

第8条第3項中「10人」を「定員」に改める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。